

## 香芝市告示第 17 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 21 年 2 月 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課  
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
21-25	大黒ハウス	はり札	1	田尻	H21.1.29	H21.1.29	下田倉庫
21-26	ファミティホーム	はり札	2	田尻	H21.1.29	H21.1.29	下田倉庫
21-27	地商建設	はり札	1	田尻	H21.1.29	H21.1.29	下田倉庫
21-28	サウスブリッジ	はり札	3	瓦口	H21.1.29	H21.1.29	下田倉庫
21-29	HOTELウォーターゲート	はり札	8	香芝市内	H21.1.29	H21.1.29	下田倉庫
21-30	ジョーコーポレーション	立看板	5	別所	H21.1.29	H21.1.29	下田倉庫
21-31	WEST POINT	立看板	1	別所	H21.1.29	H21.1.29	下田倉庫

香芝市告示第 18 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 21 年 2 月 3 日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成 21 年 2 月 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より 60 日間
- 6 引取時間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76 - 2001）  
香芝市自転車等保管所（TEL 79 - 5550）

香芝市告示第 19 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 10 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 21 年 2 月 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 21 年 2 月 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 60 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76 - 2001）  
香芝市自転車等保管所（TEL 79 - 5550）

## 香芝市告示第 2 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 2 月 1 0 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第21号

次のとおり所有者不明の犬を抑留した旨奈良県狂犬病予防員から通知があったので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定により告示する。

平成21年2月10日

香芝市長 梅田 善久

- |        |            |                       |      |   |    |
|--------|------------|-----------------------|------|---|----|
| 1 保護日時 | 平成21年2月10日 | 12時                   |      |   |    |
| 2 保護場所 | 香芝市本町      |                       |      |   |    |
| 3 特徴等  | 種          | 類                     | 雑種   |   |    |
|        | 性          | 別                     | 雄    |   |    |
|        | 推          | 定                     | 年    | 令 | 成犬 |
|        | 毛          | 色                     | 白地に茶 |   |    |
|        | 体          | 格                     | 中型   |   |    |
|        | その他特徴      | 赤色首輪・黒黄色リード<br>スカーフ付き |      |   |    |

香芝市告示第 2 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 2 月 1 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 2 月 1 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 2 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 2 月 1 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 2 月 1 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 2 4 号

第 1 回香芝市議会定例会を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定により、次のとおり招集する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 期日 平成 2 1 年 3 月 2 日
- 2 場所 香芝市役所 議場

## 香芝市告示第 25 号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、別紙のとおり住民票を職権で消除したので住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項に基づき公示します。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香芝市長に対して異議申立てをすることができます。

また、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

平成21年 2月23日

香芝市長 梅田善久

別紙

1 職権消除日 平成21年 2月23日

2 職権消除される者 略

## 香芝市選挙管理委員会告示第1号

平成21年1月1日現在で調整した香芝市農業委員会委員選挙人名簿を、  
平成21年2月23日から同年3月9日までの間、毎日午前8時30分から  
午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成21年2月18日

香芝市選挙管理委員会  
委員長 植村 忠昭

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

## 香芝市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、平成21年3月2日から同年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成21年2月18日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市農業委員会会議規則告示第3号

平成21年2月26日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第3回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年3月5日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

## 専 決 処 分 書

平成 2 0 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 2 1 年 2 月 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

## 平成20年度香芝市一般会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,478,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
13. 国庫支出金		1,493,192	37,000	1,530,192
	2. 国庫補助金	437,160	37,000	474,160
歳入合計		22,441,579	37,000	22,478,579

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
2. 総務費		2,534,886	36,000	2,570,886
	1. 総務管理費	1,869,766	36,000	1,905,766
3. 民生費		5,331,975	1,000	5,332,975
	2. 児童福祉費	2,440,055	1,000	2,441,055
歳出合計		22,441,579	37,000	22,478,579

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 13. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫補助金	53,495	1,000	54,495	1. 児童福祉費補助金	1,000	子育て応援特別手当事務取扱交付金
5. 総務費国庫補助金	-	36,000	36,000	6. 定額給付金事業補助金	36,000	定額給付金給付事務費補助金
計	437,160	37,000	474,160			

2. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
14. 定額給付金費	-	36,000	36,000	36,000	-	-	-	3. 職員手当	1,200	時間外勤務手当
								4. 共済費	250	臨時職員保険負担金
								7. 賃金	2,090	臨時職員賃金
								9. 旅費	10	普通旅費
								11. 需用費	2,330	消耗品費 580 印刷製本費 1,750
								12. 役務費	22,120	通信運搬費 7,200 広告料 50 手数料 14,870
								13. 委託料	7,500	定額給付金給付システム等開発委託料
								14. 使用料及び賃借料	500	事務用機器借上料
計	1,869,766	36,000	1,905,766	36,000	-	-	-			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

5. 子育て応援特別手当費	-	1,000	1,000	1,000	-	-	-	3. 職員手当	683	時間外勤務手当
								11. 需用費	117	消耗品費 60 印刷製本費 57
								14. 使用料及び賃借料	200	事務用機器借上料
計	2,440,055	1,000	2,441,055	1,000	-	-	-			

## 香芝市公告

香芝市の各施設に設置する清涼飲料水自動販売機の設置事業者を求め、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び香芝市公告式条例（昭和31年条例第1号）第4条の規定により公告します。

平成21年2月5日

香芝市長 梅田善久

### 1 入札物件の概要

次に掲げる所在地に設置する清涼飲料水自動販売機の月額賃借料を一般競争入札に付します。

物件番号	所在地 (住居表示)	設置場所	台数	飲料水の種別	最低入札価格 (月額の賃借料)
	香芝市本町 1397番地	香芝市役所 地下1階喫煙所	1	缶・ペットボトル	10,000円
	香芝市本町 1397番地	香芝市役所 地下1階喫煙所	1	紙パック	10,000円
	香芝市本町 1397番地	香芝市役所 地下1階廊下	1	缶・ペットボトル	10,000円
	香芝市下田西 3丁目7番5号	香芝市中央公民館 1階玄関横	1	缶・ペットボトル	10,000円
	香芝市下田西 3丁目7番5号	香芝市中央公民館 1階玄関横	1	紙コップ	10,000円
	香芝市五ヶ所 507番地	香芝市収集センター 2階職員室入口	1	紙コップ	10,000円

A 香芝市五ヶ所 5 0 7 番地	A 香芝市収集センター-玄関入口横	1	缶・ペットボトル	3台で 10,000円
B 香芝市下田東 5 丁目 690 番地	B 香芝市営火葬場待合室	1	缶・ペットボトル	
C 香芝市旭ヶ丘 3 丁目 1 番地 1	C 香芝市容器包装ステッカー敷地内	1	缶・ペットボトル	

## 2 . 入札に関する重要事項

- (1) 入札は物件番号別に行います。全台をまとめたの1件の入札ではありません。物件は3台で1件の入札となります。
- (2) 入札価格は、各物件に自動販売機を設置するにあたっての月額賃借料です。
- (3) 入札価格には設置場所の敷地使用料、自動販売機の電気料金等が含まれます。
- (4) 賃借料の総額は、落札金額に契約月数を乗じ、さらに消費税相当額を加算した金額（落札金額×契約月数×1.05）となります。
- (5) 落札者は、有効な入札を行った方のうち、入札書に記入された金額が香芝市が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方とします。この条件に該当する方が2名以上ある時は、入札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。（この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。）

## 3 . 参加資格要件

入札に参加できる方は、次の要件をすべて満たす法人又は個人とします。

- (1) 奈良県内又は大阪府内に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について2年以上の実績を有していること。
- (3) 法令等の規定により飲料水の販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (4) 国税及び香芝市税の未納がないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉

を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

ただし、次に該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方
- (2) 破産手続開始の決定を受けている方
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する方でその事実があった後2年を経過していない方
- (4) 上記(3)に該当する方を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する方

#### 4. 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札

指定の時刻までに提出しなかった入札

所定の入札書と入札封筒によらない入札

入札者又はその代理人の記名押印がない入札

代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札

入札者又はその代理人が同一物件について一人で2枚以上の入札をした場合その全部の入札

入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

入札金額を訂正した入札

入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

郵送及び電送をもって送付してきた入札

入札仕様書等に違反した入札

#### 5. 申込みに必要な書類

##### (1) 申込者が法人の場合

ア 清涼飲料水自動販売機設置事業者一般競争入札申込書（本市所定様式）

イ 誓約書（本市所定様式）

ウ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

エ 代表者の印鑑証明書

オ 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費

税」に未納税額のない証明用)

カ 香芝市税の納税証明書(香芝市内に本社又は事業所がある法人の場合)

香芝市に納めるべき市税に滞納がない証明(香芝市役所収税課で発行します。)

(2) 申込者が個人の場合

ア 清涼飲料水自動販売機設置事業者一般競争入札申込書(本市所定様式)

イ 誓約書(本市所定様式)

ウ 印鑑登録証明書

エ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明用)

オ 香芝市税の納税証明書(香芝市民の方のみ)

香芝市に納めるべき市税に滞納がない証明(香芝市役所収税課で発行します。)

6. 契約に関する重要事項

(1) 香芝市との契約形態

香芝市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定により、余裕がある敷地を自動販売機の設置場所として設置事業者に貸し付けます。当該敷地について香芝市と設置事業者で賃貸借契約を締結します。

(2) 契約の期間

物件 以外の物件の契約の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとします。

物件 の契約の期間は、平成21年10月1日から平成24年3月31日までとします。

ただし、次に掲げる場合には、香芝市が契約を解除できるものとします。

ア 設置事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

イ 貸付物件において、香芝市が公用・公共用に供する必要が生じたとき。

ウ 設置事業者から契約解除の申し出があった場合に、香芝市が設置事業者による自販機の設置が継続しがたい相当の事由があると認めるとき。

(3) 必要経費の負担

自動販売機の設置・据付にともなう経費は、設置事業者の負担とします。

また、物件 と については、自動販売機の設置にあたり電気工事が必要になり、それぞれ約5万円の工事費を設置事業者の方に負担していただきます。

#### (4) 許認可等

法令等の規定により飲料水の販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。

これは参加申込時だけでなく、契約期間内について継続的なこととします。

#### (5) 権利義務の譲渡等の制限

設置事業者は、原則として契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡等をしてはならない。

#### (6) 販売品目

設置事業者が販売する品目は、清涼飲料水(乳飲料を含む。)とし、酒類の販売は行わないこととする。

### 7 契約条項を示す場所

入札のご案内並びに申込書の配布は、平成21年2月5日から同月25日まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、ただし最終日は午後5時まで)香芝市役所総務部管財課において行います。

### 8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成21年3月5日 午前10時

(2) 場 所 香芝市役所 会議室棟第6会議室

### 9 入札の方法

(1) 郵送、電送をもって送付されてきた入札は認めません。

(2) 入札当日の受付けは、午前9時30分から行います。

(3) 入札には、一般競争入札参加証が必要となります。

(4) 受付けをされない場合は、入札に参加することができません。

### 10 問い合わせ

詳しくは、香芝市役所4階総務部管財課(電話0745-76-2001 内線481・482)まで問い合わせ下さい。

香芝市公告

介護保険法第 42 条の 2 第 1 項及び法第 54 条の 2 第 1 項の規定により香芝市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所に指定する。

平成 21 年 2 月 27 日

香芝市長 梅 田 善 久

- |                     |                                      |
|---------------------|--------------------------------------|
| ( 1 ) 介護保険事業所番号     | 2 9 7 0 2 0 0 2 5 5                  |
| ( 2 ) 名 称 及 び 所 在 地 | グループホームいまざと元気村<br>奈良県大和高田市中今里町 4 - 3 |
| ( 3 ) 申 請 者         | 有限会社 かもん                             |
| ( 4 ) 代表者の氏名及び住所    | 米 田 千 代 子<br>奈良県大和郡山市筒井町 3 7 6 - 1 9 |
| ( 5 ) 指 定 年 月 日     | 平成 2 1 年 3 月 1 日 ( 有効期間 6 年 )        |
| ( 6 ) サ ー ビ ス の 種 類 | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護     |

# 公 告

平成21年3月29日執行予定の香芝市議会議員一般選挙の立候補届の受理等は次の要領により行うものとする。

平成21年2月23日

香芝市選挙管理委員会  
委員長 植村 忠昭

## 1、届出に必要な書類

- (1) 候補者届又は推薦届
  - (2) 供託証明書
  - (3) 宣誓書
  - (4) 所属党派（政治団体）証明書（党派に所属する場合に限る。）
  - (5) 戸籍謄本又は抄本
  - (6) 候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合に限る。）
  - (7) 選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合に限る。）
- (1)・(3)及び(6)の用紙はあらかじめ香芝市選挙管理委員会事務局で交付する。

## 2、届出の受付場所

選挙告示日（平成21年3月22日）

香芝市役所 会議室棟第1・第2・第3会議室 午前8時30分から午後5時まで

## 3、届出の受付順位

- (1) 選挙告示日の午前8時30分に立候補届受付場所前に現存する届出人について「くじ」により受付順位を決定する。
- (2) 選挙告示日の午前8時30分以後受付場所に到着した届出人については、前記「くじ」により受付順位を決定した届出人の後とし、その順位は到着順とする。
- (3) 立候補届出の受付の際、届出書類不備等によりその場所で直ちに補正できないもの及び受付到来の際、受付場所前に現存しない者の受付順位は受付場所前に現存するすべての届出人の後とする。この場合の(1)及び(2)の順位は当然失効とする。

## 4、届出人の受付場所への入室

届出の受付場所へ入室できる者は、各候補者につき2人以内とする。

## 5、物品の交付

立候補届を受理した候補者に対しては直ちに選挙用諸物品を交付する。

平成21年 2月20日

香芝市教育委員会公告第2号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第2回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成21年2月25日(水)<br>午後2時00分より  |
| 2. 場 | 所 | 香芝市役所 4階行政委員会室  |
| 3. 案 | 件 | (1) 香芝市教育委員会事務局の管理職及び教育機関の長の任免について<br>て<br>(2) 平成20年度香芝市の教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書について<br>(3) 香芝市高山台グラウンド設置条例施行規則を制定することについて<br>て<br>(4) 平成21年度香芝市学校教育の指導方針について<br>(5) 平成21年度香芝市教育費予算について<br>(6) 香芝市教育委員会後援等名義使用承認について<br>(7) その他 |